

SMBC・ベトナムレポート～投資・労務編

ベトナムに進出する際の法人設立の各種ライセンス

「SMBC・ベトナムレポート～投資・労務編」では、日系企業がベトナムに進出する際に把握すべき投資・労務関係の課題を中心に説明していきます。初回となる本稿では、ベトナムに進出する際の法人設立に関する各種ライセンスについて説明します。

2017年12月5日

I-GLOCAL CO., LTD.ホーチミン事務所

Dam Ngoc Thy

E-mail: dam.ngoc.thy@i-glocal.com

一. はじめに

ベトナムは日本の投資家にとって、治安が安定しており、スキルが高く若い労働力も豊富である等、魅力的な投資先として引き続き注目され、日系企業の進出が現在でも増え続けている。ベトナム改正投資法(注1)によれば、外国企業がベトナムで投資活動を展開する形態として、現地法人設立、ベトナム企業の買収や事業協力契約(BCC契約)等があるが、日系企業に最も多く選択されるのは現地法人設立の形態である。本レポートでは、日本の投資家がベトナムで法人設立をする際に取得すべき各種ライセンスを通じ、外資系企業の設立に関する一般概要について説明する。

二. 外資系企業のベトナム現地法人設立に関する各種ライセンス

ベトナム改正企業法(注2)によると、企業は法律に禁止されない事業内容であれば、当局に届出をすればその全てを実施できると規定されている。この法律に基づいて、外資系企業も同様に扱われると期待されたが、外資系企業は企業法以外に、投資法にも支配されている。外資系企業の設立と、ベトナム資本100%のローカル企業設立の根本的な違いとしては、外資系企業の場合は「投資プロジェクトを登録しなければならない」という点がある。具体的には、外国投資家は設立前にベトナム政府に対してベトナムで展開する予定の投資活動を詳細に説明し、その投資活動に対して承認を受けた上で、その投資活動を実施するための現地法人の設立を申

(注1) 2014年11月26日ベトナム国会承認、2015年7月1日施行の投資法Law 67/2014/QH13号

(注2) 2014年11月26日ベトナム国会承認、2015年7月1日施行の企業法Law 68/2014/QH13号

請することになる。つまり、外資系企業は特定の投資プロジェクト実施のために設立されるものであるため、活動内容を簡単に登録・変更・追加・削除することができない。

2015年6月30日以前は、外国投資家の投資プロジェクトの登録と法人設立の登録は同時に実施され、その証明として投資証明書(Investment Certificate、以下「IC」という)が発行された。ICは、投資活動への承認及び法人設立への承認という両方の価値を有している。しかし、2015年7月1日より有効となった改正投資法と企業法により、投資承認と法人設立の承認は別々の手続きに分けられた。従って、現在ベトナムに現地法人設立を申請する際は、外国投資家は基本的に下記の二種類のライセンスを取得しなければならない。

投資登録証明書(Investment Registration Certificate、以下「IRC」という。)

IRCとは、外国投資家のベトナムにおける投資プロジェクト実施に対する証明書である。改正企業法の第22条によると、外国投資家は法人設立の申請の前に、投資プロジェクトを登録し、IRCを取得しなければならない。

企業登録証明書(Enterprise Registration Certificate、以下「ERC」という)

ERCとは、IRCで許可された投資プロジェクトを実施するための法人設立の証明書である。ベトナムローカル企業はIRCを取得せず、このERCのみの申請でよい。

上述の通り、外資系企業の設立に対する一つのライセンスであったICが二つのライセンスに分けられた。その目的は、ERCの発給によって外資系企業もベトナムローカル企業と同様に法人情報を国の企業登録情報ポータルサイトに登録し、税務管理システムとリンクさせることである。2015年6月30日以前に設立された外資系企業はICのまま保持することができるが、ICの内容に関する変更点が発生すれば、IRC及びERCへ切り替えが必要となる。

IC発給制度と、IRC及びERC発給制度の比較を下記表にまとめた。

ライセンス名	2015年6月以前	2015年7月以降	
	IC	IRC	ERC
ライセンスの位置づけ	投資承認兼法人設立承認	投資承認	法人設立承認
記載される内容	企業登録情報(社名、住所、法人形態、資本金、法的代表者、事業内容)及び投資案件情報(投資案件名、投資実施場所、投資活動内容、総投資額、活動期間、投資条件)	投資案件情報(投資案件名、投資実施場所、投資活動内容、総投資額、活動期間、投資条件)	企業登録情報(社名、住所、法人形態、資本金、法的代表者)
発行機関	人民委員会或は工業団地管理委員会	投資計画局に属する投資部 或は工業団地管理委員会	投資計画局に属する企業登録部

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

申請プロセス	資本金の規模と投資分野により、IC の申請プロセスは首相の承認プロセス、審査プロセス、登録プロセスに分けられる。	投資分野より、国会の事前承認プロセス、首相の事前承認プロセス、人民委員会の事前承認プロセスと事前承認不要プロセスに分けられる。	企業登録プロセスのみ
法律上の役所の処理期間	首相の承認プロセスの場合: 55 営業日以上 審査プロセスの場合: 43 営業日以上 登録プロセスの場合: 15 営業日	国会の事前承認プロセスの場合: 150 日以上 首相の事前承認プロセスの場合: 40 営業日以上 人民委員会の事前承認プロセスの場合: 35 営業日 事前承認不要プロセスの場合: 15 営業日	3 営業日

条件付き事業に対する特別な許可書

ERC の取得で現地法人が設立されるが、法人の事業内容によって、ERC 取得後もまだ活動ができない場合がある。活動を開始するために、当該事業を規定する個別の法律に従って、それら事業の経営条件を満たさなければならない。その経営条件を満たしていることを証明するために、個別の法律の規定に従って特別な許可書や資格書等(以下「許可書等」という。)をIRC及びERCの他、別途取得する必要がある。例えば、輸出入事業を行う外資系企業は商法のガイドラインに従って、商工省の審査を受け、ビジネスライセンス(Business License、省略BL)を取得する必要がある。また、教育事業を行う外資系企業は教育法のガイドラインに従って、教育管轄機関から学校設立許可書と教育活動証明書を取得する必要がある。

三. おわりに

今回はベトナムにおける外資系企業の設立に当たり取得すべき各種ライセンスの概要について説明した。今回のレポートは、より具体的な外資系企業の法人設立、特に商社の設立の流れについて説明したいと考えている。

上述の通り、外資系企業は、ベトナムローカル企業と違って、ベトナムでの法人設立及び活動のために多くのライセンスを取得しなければならない。特に、許可書等は事業によってさまざまな法律分野において規定されているので、それを把握せずにERC取得後そのまま活動してしまう企業も存在している。ライセンスの不備・欠落は重大なコンプライアンス違反にもつながりかねないため、ベトナムに進出する際には、現地のコンサルティング会社に相談するなど、情報を十分に入手することをお勧めする。

以上

I-GLOCAL CO., LTD. は2003年にベトナム初の日系会計事務所として設立されました。ベトナム国内に4拠点を有し、企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティング業務、監査、M&A支援、撤退に関する相談までワンストップで提供しております。現在の契約社数は700社を超え、幅広い業種のお客様を支援してきた実績により、豊富な事例に基づいた助言を提案できることが強みです。

DAM NGOC THY (ダン・ゴック・ティー)

I-GLOCAL CO., LTD. ホーチミン事務所 シニアコンサルタント

ホーチミン市人文社会科学大学日本学科卒業。ホーチミン市法律大学卒業。2008年よりI-GLOCALに入社。今まで100社以上の日系企業のベトナム進出支援を経験。進出とその後の人事・労務・法務、M&A案件における法務DD等を中心としたコンサルティング業務に従事している。